

1. 助成事業の目的

神戸市社会福祉協議会（以下、「本会」）児童福祉基金は、故・生駒^{よしこ}温子氏から「将来を担うこども達の福祉増進のために活用してほしい」との遺言により遺産の寄贈を受けました。

この助成事業は、生駒氏の遺志に基づき次世代を担う児童の健全育成と、すべての児童が幸福に成長できる環境づくりを推進するために民間福祉団体等が実施する、新規もしくは拡充する事業・活動（以下、「事業等」）を支援することを目的としています。

助成事業の採択に際しては、以下の要素に着目して審査を行います。

- ①民間福祉団体等による独自の創意工夫を活かした事業等（独創性）
- ②先駆的なモデル事業等（先駆性）
- ③地域にひろがり、定着する可能性のある事業等（普遍性）

2. 助成対象事業等

すべての児童が幸福に成長できる環境づくりを推進するために民間福祉団体等が実施する新規もしくは拡充する事業・活動を対象にします。

<助成対象となる事業の一例>

- ①地域で子どもたちを見守る居場所づくり
- ②学校と地域が連携した地域学習・福祉教育
- ③子育てに必要な社会資源の整備やネットワークづくり
- ④障害や慢性疾患等をもつ児童とその家庭への支援
- ⑤親になる不安や子育ての悩みを地域で支える仕組みづくり

※その他、別添「申請の手引き」に具体例を掲載していますので参照ください。

<下記の事業等は対象外となります>

- ①民間福祉団体等の所属員のための親睦を目的とした行事や、バザー等の収益を得ることを目的とする事業等
- ②単発的なイベントの開催を目的とした事業等
- ③国又は地方公共団体の補助制度、公的機関や民間福祉財団等の助成対象事業が、本申請の費目と重複する場合
- ④設備整備又は備品購入のみの事業
- ⑤純粹に学問的な調査研究事業や営利を目的とする事業
- ⑥事業を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者に資金・物品を交付・配布することを目的とした事業
- ⑦その他、神戸市社会福祉協議会（以下、「本会」）の審査において本会児童福祉基金及び本助成事業の設置趣旨に照らし、適当ではないと認定した事業

3. 助成対象団体

神戸市内の児童福祉施設や、神戸市内を主な活動の拠点とする児童とその家族の福祉増進を目的として活動する団体、地域団体とします。

※法人格の有無は問いませんが、3年以上の活動歴が必要です。

また、学校については、対象者を学校関係者(在校生、保護者、職員等)に限定せず、地域団体等と連携して児童・生徒等の福祉教育の充実を目的として事業を実施する場合は対象となります。

4. 助成対象経費

助成決定の日以降に執行する経費で、かつ助成金申請事業を実施するために真に必要な経費とします。(別添「申請の手引」を参照)

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- ①施設整備費及び事業内容に照らして著しく高額である物品の購入経費
- ②民間福祉団体等の運営経費(職員給与、役職員への報酬、家賃、光熱水費等)
- ③自立支援給付の各サービスと重複する経費
- ④飲食経費や参加者に配布する物品購入費などの経費
- ⑤その他、本会の審査において事業の実施に必要ではないと認定した経費

5. 助成額

1事業につき50万円を上限として、事業内容を勘案して決定します。

(予算総額 250万円)

6. 助成対象となる事業の実施期間

令和6年4月1日以降に開始し、令和7年3月31日までに完了する事業とします。

ただし、実施に複数年を要する事業、又は事業を複数年継続することで効果や成果が発揮される事業については、3年間を限度として助成を受けることができます。

詳細については、別添「申請の手引」を参照してください。

7. 応募方法等

(1) 応募期間

令和5年11月1日から令和5年12月15日まで (必着)

(2) 応募手続等

助成を受けようとする民間福祉団体等は、以下の書類を本会へご提出ください。

・以下①助成金申請書様式は本会ホームページよりお願いします。

- ①助成金申請書
- ②定款または運営規約等
- ③役員名簿

また、他団体に助成申請をしている事業、あるいは、同一年度に助成を受けることが決定している事業がある場合は、申請書に必ず併記してください。

※なお、書類に不備がある場合には受け付けられません。

応募は1団体1事業とします。

提出いただいた書類については、返却できませんのでご了承ください。

(3) 応募に当たっての留意事項

選考においては事業の効果・目的・事業の継続性について重視しますので、助成金申請書に明確かつ具体的に記載してください。

また、対象人員や実施回数等、実施内容をできるだけ具体的に記載してください。

8. 選定方法及びその結果

- (1) 選定は、本会が設置する外部有識者からなる審査会において審査し、本会児童福祉部会の審議を経たうえで決定します。
- (2) 選定結果については、文書で応募団体にお知らせします。
なお、採択した事業については、本会のホームページにおいて公開します。
- (3) 同一事業について、他の助成機関等から助成が決定した場合は、辞退していただく場合があります。
- (4) 審査内容に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

9. 事業報告

助成事業終了後は、事業の自己評価等をふまえた事業報告書を提出いただきます。
また、本会のホームページに事業報告を掲載することがあります。

10. 個人情報の取扱い

助成申請書に記載された個人情報については、助成事業の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

11. 問合せ先及び送付先

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-3 2 こうべ市民福祉交流センター4階
社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部
TEL：078(271)5317
FAX：078(271)5366
E-mail：tiiki@with-kobe.or.jp